平成２７年（フ）第１１号
新潟市秋葉区金沢町３丁目４番34号
破産者　藤原産業株式会社
1　決定年月日　平成27年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５６０号
千葉県船橋市西船１丁目22番８号
破産者　多田美冴子
1　決定年月日　平成27年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第９７６号
千葉市若葉区都賀１丁目20番21号　ヴェーエスコートＣ202号
破産者　河野健太郎
1　決定年月日　平成27年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第９７７号
東京都江戸川区鹿骨１丁目４番16号
破産者　株式会社エーエムプランニング
1　決定年月日　平成27年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１２号
長崎県佐世保市楠木町101番地１
破産者　真光物産有限会社
1　決定年月日　平成27年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第８１号
千葉県船橋市金杉６丁目２番19号
破産者　有限会社ユーゼン
1　決定年月日　平成27年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３８５号
千葉県松戸市小金原７丁目９番地の37　チェスナットヒルズＡ一102号
破産者　堀越　公介
1　決定年月日　平成27年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第４８２号
東京都江戸川区北小岩７丁目20番20号
破産者　株式会社伸和
1　決定年月日　平成27年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第２４号
千葉県松戸市松飛台199番地の７　ユーカリハイツ203号
破産者　小笠原久美子
1　決定年月日　平成27年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第２６７号
奈良県橿原市和田町３番２号
破産者　有限会社ツクモトレーディング
1　決定年月日　平成27年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１１１号
岡山県津山市北町５番地
破産者　有限会社水島モータース
1　決定年月日　平成27年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２５年（フ）第１１１４号
千葉市若葉区上泉町608番２
破産者　アイ・エム・コーポレーション株式会社
1　決定年月日　平成27年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第４３号
千葉県市川市二俣２丁目７番11号　二弘荘３号
破産者　杉本三知男
1　決定年月日　平成27年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第８２号
川崎市麻生区王禅寺東４丁目35番10号
破産者　有限会社丸和企画印刷
1　決定年月日　平成27年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１０４号
静岡県藤枝市兵太夫306番地の７
破産者　株式会社大益
1　決定年月日　平成27年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４９５号
岡山県和気郡和気町苦木593番地１
破産者　橋本　公臣
1　決定年月日　平成27年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６０号
岡山市北区平野147番地１、旧住所岡山市北区平野446番地１レーベンにわせＡ102号
破産者　松田　　崇
1　決定年月日　平成27年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１４号
香川県三豊市詫間町詫間6907番地８
破産者　株式会社グリーンテック
1　決定年月日　平成27年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所観音寺支部

平成２６年（フ）第２０号
香川県観音寺市観音寺町甲3413番地の１
破産者　有限会社高野屋本店
1　決定年月日　平成27年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所観音寺支部

平成２７年（フ）第１０号
岡山市北区今保657番地１
破産者　エコ・ジャパン株式会社
1　決定年月日　平成27年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２６年（フ）第５９３号
東京都武蔵村山市伊奈平１丁目13番地１
破産者　有限会社旭製作所
1　決定年月日　平成27年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部